

戸籍に記載される「字」のお話

昭和21年11月に、当時使用頻度の高かったものを中心に公文書や出版物に用いるべき範囲の漢字として「当用漢字表」が告示されます。

そして、昭和23年1月から、出生児の名付けについては字の制限が設けられるようになりました。その結果、現在では、「名」における「字」の問題（コンピュータ化において当該漢字があるとかないとかの問題）はほとんどないものと思われれます。

一方、「氏」は、戸籍制度が始まった明治初期から定められた様式の紙に担当者が手書きで記載していましたので、それぞれの時期を担当した者の書き癖により、いろいろな「字」が存在することになりました。

なお、当用漢字表の告示により、「眞」と「真」にみられるように、旧字体と新字体が存在することになりましたが、戸籍では、それぞれ別の「字」として扱っています。

その後、昭和56年に当用漢字表が廃止され、変わって「常用漢字表」が告示されます。この頃、「正字」、「俗字」、「誤字」の一覧表が作成されて、できるだけ漢字は「正字」に統一しようという動きが出てきます。

この「俗字」とは、正字のほかに、漢和辞典などの辞書に掲載されている字のことを指し、「誤字」は「正字」などの書き誤りを指しています。

平成2年通達第5200号により、新しく戸籍を編製する場合は「俗字」や「誤字」は「正字」に改められるようになりましたが、平成6年以降は、「俗字」は戸籍に記載できる「字」として復活します。

例えば、「西」の字で言えば、「正字」は「西」。通常、手書きをすると書いてしまう「𠂔」は「俗字」として認められています。

ただし、現行の制度では、「𠂔」を「西」に変更する申出はできますが、「西」を「𠂔」に変更する申出は認められておりません。言い換えれば、新しく「俗字」で作ることはできないのです。

こうした経過があってもなお、現在、法務省が作成している「戸籍統一文字情報」に掲載されて

いる字の数は5万6千を超えています。すべてが戸籍で使用できるという「字」を示しているわけではありませんが、アルファベットの数とは比べ物にならない数です。

戸籍のコンピュータ化の実施後は、それぞれのコンピュータメーカーが採用する字のデザインに多少の差はあるものの、字体はコードによって管理されるため、書き癖による新たな字の出現には至らないことが期待されています。

なお、外国人の情報についても、コンピュータ化が図られており、漢字使用圏の国籍を有する方でもパスポートに使用されているアルファベット表記を基本にすようになっています。

◆◆ お知らせ ◆◆

神川出張所では、高齢者予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）の自己負担区分証明申請について、伏見保健センターへの取次ぎ業務を行っています。

取次ぎですので、その日に証明書をお渡しのことができません。お急ぎの場合は、伏見区役所の伏見保健センターに直接申請してください。

なお、窓口で申請される場合は、申請者ご本人を証明する書類をご持参ください。

・インフルエンザ

対象者は、原則として、平成27年1月31日現在で65歳以上の方です。神川出張所での取次ぎは平成27年1月29日までです。

・肺炎球菌（平成30年度まで毎年度実施）

対象者は、当該年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になられる方です。

対象になる方には案内が送られています。

神川出張所だより 第3号

（平成26年10月発行）

発行 京都市伏見区役所神川出張所

住所 伏見区久我東町216番地

電話 075-921-0028

Fax 075-921-2829

京都市印刷物 第264626号

